

令和 7 年第 3 回黒坂警察署協議会開催状況

開催日時	令和 7 年 9 月 10 日 (水) 午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分まで		
開催場所	黒坂警察署		
出席者	委員 (定数 8 人)	空場会長、山根副会長、野口委員、片岡委員、音田委員、 稲田委員、吉澤委員 以上 7 人	
	警察	松本署長、四井管理官、奥迫溝口幹部派出所長、 小椋生活安全刑事課長、中崎交通課長、警備課員、 警務課員 以上 7 人	
議 事 概 要			
1挨拶 会長及び署長が挨拶を行った。 2監察の取組状況 署長が、監察の取組状況について報告した。 3治安概況説明 生活安全刑事課長及び交通課長が、令和 7 年 7 月末現在の管内の治安概況について説明した。委員からの主な意見、質疑等と、それに対する警察の回答は次のとおりであった。 委員：特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害防止に関する広報は、画一的なものではなく、年齢や性別によって訴えかける視点を変える必要はないか。 警察：これら詐欺の手口は多種多様化しており、被害者の年齢、性別に関係なく、誰でも被害に遭う可能性がある。インターネット、ケーブルテレビ、防災無線、チラシ等の広報媒体の特性に応じて、対象となる年齢や性別を勘案し、ポイントを絞って広報することを検討していきたい。 委員：警察が認知した特殊詐欺を、その都度、広報することはできないか。 警察：被害が多額で社会的反響が大きい事案や、不審な電話やメールが多発して被害発生のおそれがある場合の注意喚起の広報は、随時実施しているところである。しかしながら、個人のプライバシーとの兼ね合いもあり、全てを報道、広報することができないことは理解していただきたい。 4協議事項 (1) 災害対策について 警備課員が、管内の自然災害の発生状況や災害危険箇所、避難所の開設状況、関係機関との連携状況等について説明した。委員からの主な意見、質疑等と、それに対する警察の回答は次のとおりであった。 委員：災害危険箇所やそれに類する場所におけるインフラ関連の設備は、災害時に重要な役割を背負うが、その故障や修理は、警察へ通報すべきか。 警察：インフラ設備には、それぞれ管理者があるので、修理は保守点検を含めその管理者が対応する。警察へ通報があれば、担当する管理者を確認のうえ、対応するよう働きかけていく。 委員：災害時において、警察はどんな対応ができるのか。 警察：基本的には、警察行政活動について対応するが、警察だけで対応できない場合は、行政機関や消防等の関係機関と連携、協力する必要がある。 (2) DVD映像視聴「令和 6 年度原子力防災訓練」 委員は、県内で実施された「令和 6 年度原子力防災訓練」の記録動画を視聴した。 5その他 次回協議会は、令和 7 年 12 月 頃に開催する予定である。			